



〈第3編〉
中期財政計画



1 計画策定の必要性

我が国の地方財政は、社会保障関係費の自然増や人件費の増などにより財源不足が生じており、本市においても同様な状況です。

このような中にあっても、「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」の実現に向けた事業を着実に推進するための裏付けとして、本計画を策定します。

なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間として、一般会計を対象とします。また、社会経済情勢に大きな変化がある場合は、本計画の見直しを検討します。

2 計画推計の前提条件

- 内閣府が試算した「中長期の経済財政に関する試算」に示された名目GDP成長率（ベースラインケース）を推計に使用します。
 - 本計画期間中の経済見通し
- 名目GDP成長率：+1.7%（令和7年度）

+1.0%（令和8年度）

+0.9%（令和9年度）

+0.8%（令和10年度）

+0.7%（令和11年度）
- 税制及び国・県の補助制度等は、現行のものを基準とし、現時点で明らかになっている制度変更を踏まえて推計します。



3 中期財政計画

- 令和5年度は決算額、令和6年度以降は推計による決算見込額です。

歳入・歳出の推計							
【歳入】							
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 税	23,291	22,526	23,721	24,168	24,215	24,605	24,998
地 方 譲 与 税 等	468	486	494	498	503	507	510
地 方 消 費 税 交 付 金	3,618	3,295	3,351	3,385	3,415	3,443	3,467
国 有 提 供 施 設 等 助 成 交 付 金	412	412	412	413	413	414	415
地 方 交 付 税	4,315	4,285	4,004	3,864	4,026	3,939	3,854
負 担 金 使 用 料 等	774	853	885	853	853	885	853
国 県 支 出 金	17,091	15,154	14,552	14,403	15,418	15,023	14,955
市 債	5,182	6,361	5,236	4,328	3,918	3,276	3,352
建設地方債	4,915	6,231	5,036	4,128	3,718	3,076	3,152
臨時財政対策債	267	130	200	200	200	200	200
繰 入 金	4,630	4,346	3,500	4,060	4,860	5,660	5,390
その他（繰越金など）	6,628	7,273	6,643	6,672	6,330	6,211	6,257
歳 入 合 計	66,409	64,991	62,798	62,644	63,951	63,963	64,051
【歳出】							
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人 件 費	8,062	8,151	8,321	8,388	8,421	8,433	8,487
物 件 費	9,730	8,912	10,197	10,177	9,831	9,826	10,304
維 持 補 修 費	338	344	349	355	361	366	372
扶 助 費	15,331	14,001	14,547	15,137	15,774	16,461	17,202
補 助 費 等	2,887	3,043	3,102	3,024	2,589	2,596	2,622
公 債 費	4,853	3,901	3,959	4,261	4,402	4,649	4,587
積立金、投資・出資・貸付金	3,387	4,476	3,533	3,013	2,840	2,976	3,299
繰 出 金	4,941	5,152	5,311	5,460	5,601	5,672	5,791
普 通 建 設 事 業 費	13,196	13,118	9,564	9,260	10,685	9,494	7,968
歳 出 合 計	62,725	61,098	58,883	59,076	64,504	60,475	60,633
単位：百万円							
財 源 超 過 ・ 不 足 額 （歳入合計－歳出合計）	3,684	3,893	3,915	3,568	3,447	3,488	3,418

基金の推計							
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基 金 合 計	26,116	26,033	25,819	24,557	22,322	19,425	17,119
単位：百万円							

歳入の推計方法

- ◆ **市税**
経済見通しに基づく名目GDP成長率や、過去の実績等を参考とした上で推計しました。税制改正の影響については現時点で詳細が明らかとなっていないため見込んでおりません。
- ◆ **地方消費税交付金**
経済見通しに基づく名目GDP成長率を参考として推計しました。
- ◆ **地方交付税**
普通交付税は、令和6年度の算定額を基準として推計しました。
特別交付税は、令和5年度の決算額を基準として推計しました。
- ◆ **国庫支出金・県支出金**
建設事業に係るものについては、総合計画に位置付けられた事業の交付見込額を積算し推計しました。建設事業以外のものについては、社会保障関係費等の伸びに係る増額分を考慮し推計しました。
- ◆ **市債**
総合計画に位置付けられた事業に係る発行予定額を積算し推計しました。また、臨時財政対策債については、令和6年度の予算額を基準として推計しました。
- ◆ **繰入金**
一般財源の負担水準等に応じて財政調整基金及び減債基金を取り崩します。また、新総合体育館・総合運動防災公園整備事業の財源として新総合体育館整備基金を取り崩します。
- ◆ **繰越金**
令和6年度については、令和5年度の決算により約37億円の繰越金が発生するものとししました。令和7年度以降については、各前年度の歳入歳出決算額を推計し、その決算剰余金の額とししました。
- ◆ **その他**
過去の実績等に基づいて推計しました。

歳出の推計方法

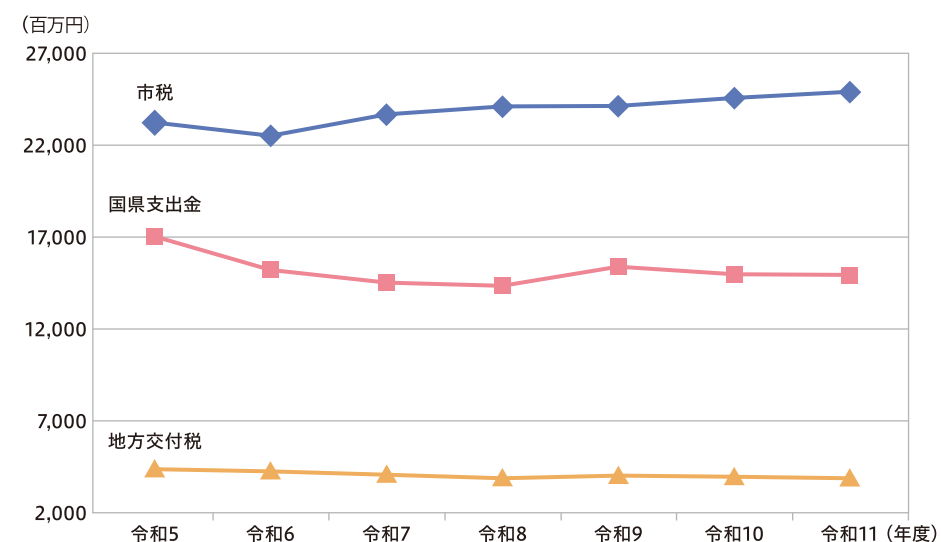
- ◆ **人件費**
年齢構成の適正化を見据えた計画的な職員採用、育休取得者の増加に伴う代替職員の採用及び会計年度任用職員の経験年数による調整号給数の増加等により、増加傾向にあるものとして推計しました。
- ◆ **物件費**
過去の伸び率等を考慮しつつ、総合計画に位置付けられている事業の事業費を積算し推計しました。
- ◆ **維持補修費**
過去の伸び率等を考慮して、今後も増加するものとして推計しました。
- ◆ **扶助費**
過去の伸び率等を考慮して、今後も増加するものとして推計しました。
- ◆ **補助費等**
水道事業及び下水道事業に対する繰出金については、総合計画に位置付けられている事業の事業費を積算し推計しました。
その他については、過去の伸び率等を考慮して、今後も増加するものとして推計しました。
- ◆ **公債費**
これまでに発行した市債の元利償還金に、今後の発行見込額から生じる元利償還金を加算して推計しました。なお令和5年度と同じ条件で借入れを行い、利率は過去の実績と比較し順次上がるものとして推計しました。
- ◆ **積立金**
毎年度、適切に基金へ積み立てるものとして推計しました。
- ◆ **繰出金**
国民健康保険事業に対する繰出金については、被保険者数の減少が見込まれることから、今後は緩やかに減少するものとして推計しました。
介護保険事業に対する繰出金については、第9期各務原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき推計しました。
後期高齢者医療事業に対する繰出金については、過去の実績のほか75歳以上人口の推移を考慮し、今後も増加するものとして推計しました。
- ◆ **普通建設事業費**
新総合体育館・総合運動防災公園整備事業等、総合計画に位置付けられている事業の事業費を積算し推計しました。
- ◆ **その他**
過去の実績等に基づき推計しました。

5 今後の財政状況について

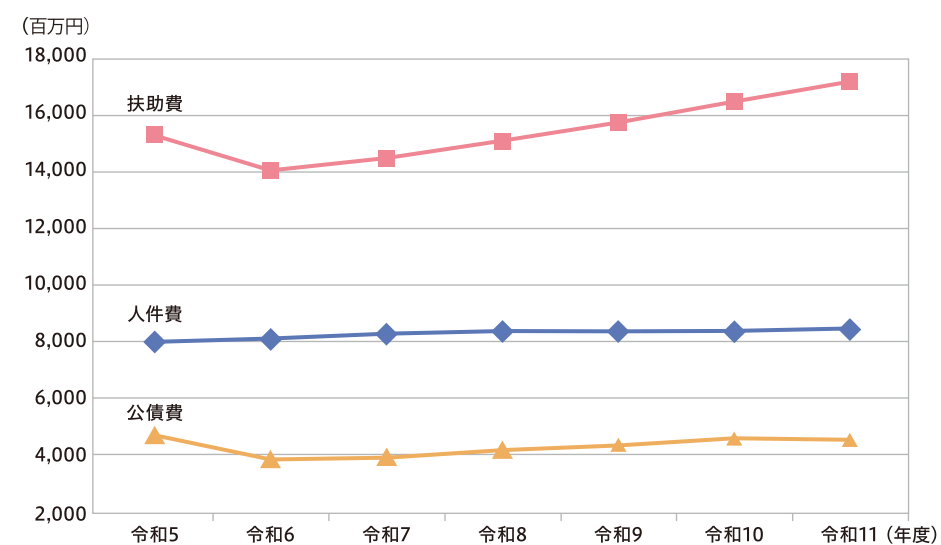
本計画期間中は、歳入面においては、市税収入が緩やかな伸びを示す一方、歳出面においては、人件費や社会保障関係費等が収入を上回るペースで増加することが見込まれます。

こうした状況下においても、安定した行政サービスを継続的に提供しつつ、市民ニーズに柔軟に対応するため、国や県の補助金や交付税措置のある有利な地方債等を活用するとともに、事業の「選択と集中」と「スクラップアンドビルド」を徹底し、「最少の経費で最大の効果」を上げることができる予算の編成と適切な執行に努めます。

● (参考) 主な歳入の推移



● (参考) 義務的経費の推移



〈第4編〉資料編



1 策定経過

(1)各務原市総合計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想で示した将来像を実現するため、各分野の基本方針及び施策の方向性を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で示した施策を実現するため、具体的な事務事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)別表第1に掲げる各務原市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。ただし、基本計画の軽微な変更については、この限りでない。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

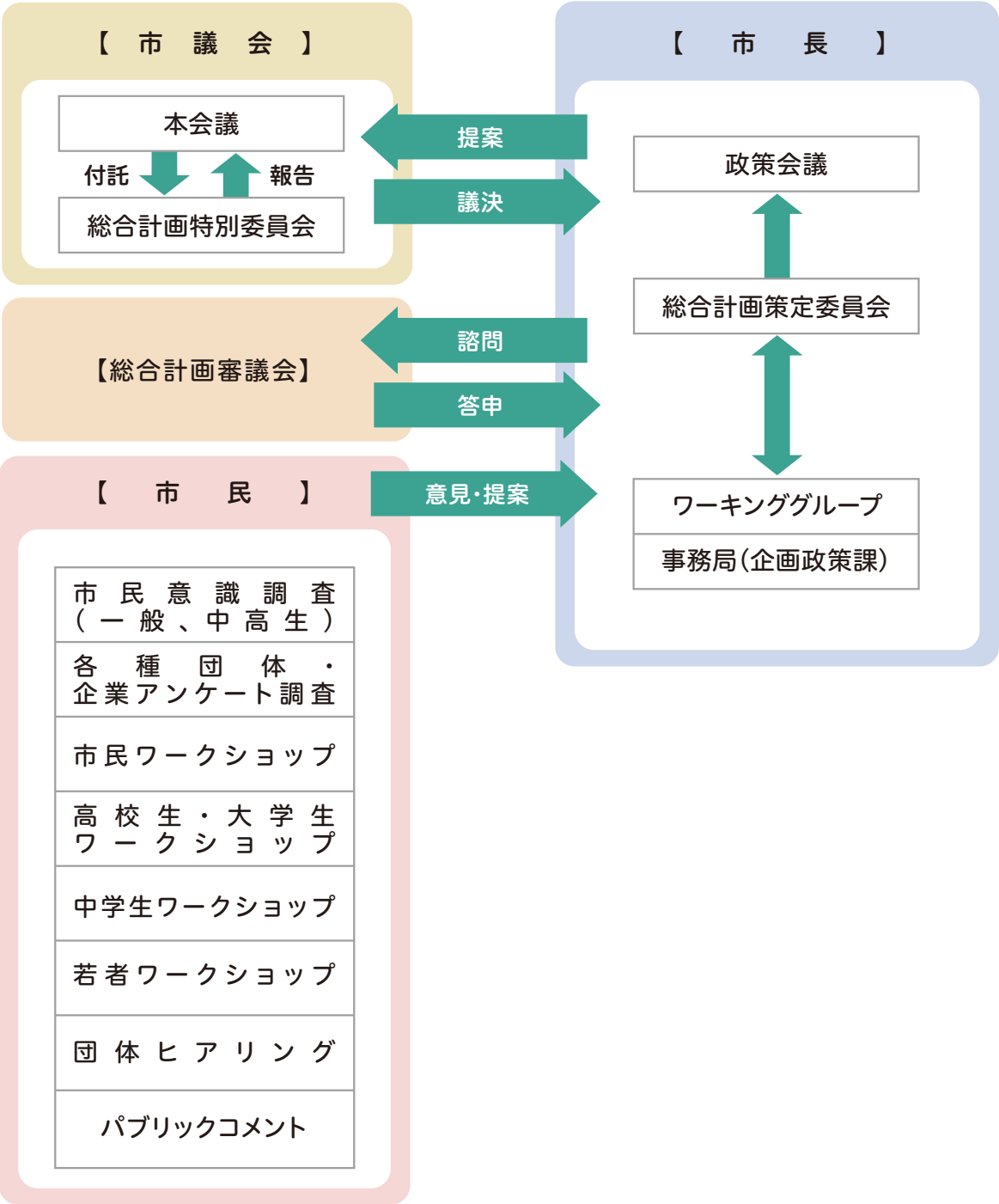
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(2)策定の体制



(3)策定の経過

年	月 日	内 容
令和4年 (2022)	9月27日	総務常任委員協議会
	11月22日～12月13日	まちづくりに関する市民意識調査(18歳以上／中高生)
令和5年 (2023)	2月20日	第1回総合計画策定委員会
	3月1日	第1回総合計画審議会(諮問)
	3月28日	第1回総合計画特別委員会

令和5年 (2023)	4月15日	第1回市民ワークショップ／第1回高校生×大学生ワークショップ
	4月22日	第2回市民ワークショップ／第2回高校生×大学生ワークショップ
	5月12日～5月26日	団体・企業アンケート調査
	5月13日	第3回市民ワークショップ
	5月21日	中学生ワークショップ
	6月21日	第2回総合計画策定委員会
	6月28日	第2回総合計画審議会
	6月29日	第2回総合計画特別委員会
	8月7日	第3回総合計画特別委員会
	8月22日	第3回総合計画策定委員会
	9月1日	第3回総合計画審議会
	9月8日	基本構想にかかる答申
	9月15日	第4回総合計画策定委員会
	9月25日	第4回総合計画特別委員会
	10月2日～22日	基本構想(案)パブリックコメント
	10月30日	第5回総合計画策定委員会
	11月10日	政策会議
	11月14日	第4回総合計画審議会
	12月18日	第5回総合計画特別委員会
	12月21日	令和5年第5回市議会定例会にて基本構想議決
令和6年 (2024)	1月～2月	各種団体・企業へのヒアリング調査
	1月13日	第1回市民(若者)ワークショップ
	1月22日	第6回総合計画策定委員会
	2月2日	第5回総合計画審議会
	2月4日	第2回市民(若者)ワークショップ
	2月12日	第3回市民(若者)ワークショップ
	2月16日	第6回総合計画特別委員会
	2月27日～3月14日	市長、副市長、部長ヒアリング
	4月12日	第7回総合計画策定委員会
	4月23日	第6回総合計画審議会
	4月24日	第7回総合計画特別委員会
	5月10日	第8回総合計画特別委員会
	5月17日	第8回総合計画策定委員会
	5月22日	第7回総合計画審議会
	5月24日	第9回総合計画特別委員会
	6月12日	第10回総合計画特別委員会
	6月19日	第9回総合計画策定委員会
	6月25日	第8回総合計画審議会／基本計画にかかる答申
	7月4日	第10回総合計画策定委員会
	7月8日	第11回総合計画特別委員会
	7月12日～31日	基本計画(案)パブリックコメント
	8月19日	第11回総合計画策定委員会
	8月21日	政策会議
	9月24日	第12回総合計画特別委員会
	9月27日	令和6年第3回市議会定例会にて基本計画議決

2

各務原市総合計画審議会

(1)各務原市附属機関設置条例(抄)

- (趣旨)
- 第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
- (設置)
- 第2条 市の執行機関等(執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を置くことができる。
- (所掌事務)
- 第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。
- (組織)
- 第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- (会長等及び副会長等)
- 第6条 附属機関に、会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 附属機関に、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。
- 4 副会長等(副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者)は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(部会等)
第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。
(守秘義務)
第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。
(委任)
第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等
が当該附属機関に諮って定める。
附 則
1～8 略
附 則(令和4年条例第8号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和4年条例第9号)抄
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和4年条例第26号)
この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1(第2条―第5条関係)

執 行 機関等	附属機関	所掌事務	委員の 定 数	委員の構成	委員の任期
市長	各務原市 総合計画 審議会	各務原市総合計画の 基本構想及び基本 計画の策定及び変更 について必要な事項 を調査審議すること。	25人	(1)学 議 経 験 を 有 す る 者 (2)公 共 的 団 体 の 役 員 等 (3)教 育 委 員 会 の 委 員 (4)農 業 委 員 会 の 委 員 (5)関 係 行 政 機 関 の 職 員 (6)その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命 の日から調査 審議が終了す るまで

別表第2(第2条―第5条関係) 略

(2) 諮問書

4 各企第155号
令和5年3月1日

各務原市総合計画審議会会長

各務原市長 浅野 健司

各務原市次期総合計画について(諮問)

本市では、平成27年度を初年度とし、その10年後となる令和6年度までを計画期間とする「各務原市総合計画」を策定し、「笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて、諸施策を展開してきました。
現行の総合計画が令和6年度をもって終了することから、変化が著しく、先行きが不透明な社会経済情勢にあっても、明確なビジョン(将来都市像)を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくための指針となる次期総合計画(基本構想及び前期基本計画)の策定について、各務原市総合計画策定条例及び各務原市附属機関設置条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(3)答申書(基本構想)

令和5年9月8日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市総合計画審議会
会長 北角 浩一

各務原市次期総合計画(基本構想)について
(答 申)

令和5年3月1日付け4各企第155号で諮問のありました各務原市次期総合計画について、その基本構想(素案)を調査審議した結果、おおむね妥当であると認めましたので、別紙のとおり意見を付して、ここに答申します。

(意見)

- 1 「人口減少に打ち勝つ」ために、各務原ならではの魅力を活かしなが
ら、従来の発想にとられない新たな取組の創出により、これまで以上に、みんながつながり、笑顔があふれ、若い世代や子育て世
代をはじめ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを
推進されたい。
- 2 人口減少対策は、組織、施策に横断しを通して取り組み、PDCAサイ
クルによる進捗管理や評価、改善を着実に図られたい。
- 3 目まぐるしく変化する社会経済情勢、多様化・複雑化する地域課題
等を的確に捉え、状況の変化に応じて、柔軟に見直しを図られたい。
- 4 まさに「オール各務原」の総合計画として、SNSの活用など、様々な
機会、手段を通じてあらゆる世代に対して広く周知し、市民や団体
等との情報共有、意識共有を図られたい。また、写真、イラスト、図
等を用いて、誰にとっても分かりやすく、親しみやすい冊子を作成
されたい。
- 5 基本計画の検討においても、若者をはじめ、より多くの市民、団体
等からご意見をいただけるよう、市民参画の機会を検討されたい。
- 6 総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための市の最
上位計画であることから、分野別の個別計画との有機的な整合を
図られたい。
- 7 審議の過程で出された意見等については、今後の基本計画や実施
計画のほか、市政運営の中で十分検討、活用されたい。

(4)答申書(基本計画)

令和6年6月25日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市総合計画審議会
会長 北角 浩一

各務原市次期総合計画(前期基本計画)について
(答 申)

令和5年3月1日付け4各企第155号で諮問のありました各務
原市次期総合計画について、その前期基本計画(素案)を調査審
議した結果、妥当であると認めましたので、別紙のとおり意見を
付して、ここに答申します。

(意 見)

- 1 審議会が出された意見が反映された素案になっていると評価できる。
計画を計画として終わらせることなく、実施計画や関連計画(分野
別の個別計画)において、将来都市像「もっと みんながつながる
笑顔があふれる 元気なまち」の実現を目指し、基本計画の方向性
に沿って具現化し、事業の評価・検証を通して、適切かつ効果的な
施策を着実に展開していただきたい。また、社会経済情勢の変化や
市民ニーズを的確に把握し、柔軟な事業展開に努めていただきたい。
- 2 人口減少、少子高齢化への対応を全面に打ち出していることは高
く評価できる。一方で、審議会では、縦割り行政を懸念する意見が
出された。市民ニーズや市が抱える諸課題は複雑化・多様化してお
り、一つの施策だけで対応するのではなく、様々な施策をつなげて
考えることで、相乗効果を生み、市民サービスの向上につながるこ
とが期待できる。全職員が施策のつながりを常に意識し、全庁横断
的に取組を推進していただきたい。

- 3 審議会が出された意見のほか、市民ワークショップや団体等ヒア
リングなど、市民の意見を聴く機会が設けられ、市民等から貴重な
ご意見やご提案を多数いただいた。市政の運営にあたっては、これ
らの意見・提案を参考にしていきたい。
また、「市民協働」は、どの分野にも共通する重要なキーワードである。
将来都市像の実現には、「オール各務原」で取り組むことが重要で
あることから、様々な課題を共有し、市民等が市政に参画できる機
会の充実を積極的に図っていただきたい。
- 4 審議会では、様々な分野における担い手不足やつながりの希薄化
など、厳しい実態と計画の乖離を指摘する意見があった。コロナ禍
を経て、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、非常
に難しい課題ではあるが、従来のやり方にとられない新しい発
想を持って、あらゆる分野で、将来を見据えた変革に果敢に挑戦し
続けていただきたい。
- 5 市民の目に触れる計画であることから、使用する語句、文章表現、
用語の統一・解説など、できる限り計画策定直前まで点検され、市民
にとって分かりやすい記載に努めていただきたい。
- 6 審議会では、市の情報発信に対する意見が多く出された。総合計画
の内容もさることながら、市の取組について、より多くの市民に情
報が届くよう、あらゆる手段や機会を活用して、積極的に情報発信
していただきたい。

以上

(5)各務原市総合計画審議会委員

(任期:令和5年3月～令和6年6月)
(敬称略・区分内50音順・同一所属内任期順・職名は令和6年6月時点)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学 識 経 験 を 有 す る 者	柴 崎 建	東海学院大学健康福祉学部 教授	
	富 樫 幸 一	岐阜大学地域科学部 名誉教授	副会長
	平 野 華 織	中部学院大学人間福祉学部 教授	
公 共 的 団 体 の 役 員 等	阿 部 雄 介	各 務 原 市 P T A 連 合 会 顧 問	
	井 戸 輝 雄	かかみがはら未来文化財団 理事長	
	可 兒 正 則	各務原市民生委員児童委員協議会会長	
	北 角 浩 一	各 務 原 商 工 会 議 所 会 頭	会 長
	近 藤 亜 矢 子	各務原市子ども・子育て会議 委員	
	酒 井 聡	各 務 原 市 医 師 会 会 長	
	岩 井 亮 吾	各務原商工会議所青年部 会長	令和5年5月まで
	宇 野 貴 昭	各務原商工会議所青年部 会長	令和5年6月から 令和6年3月まで
	志 津 野 茜	各務原商工会議所青年部 会長	令和6年4月から
	篠 田 勲	各 務 原 市 自 治 会 連 合 会 理 事	
	岩 井 晴 栄	各務原市シニアクラブ連合会 会長	令和5年5月まで
	中 野 正 勝	各務原市シニアクラブ連合会 会長	令和5年6月から
	福 島 茂	各 務 原 市 都 市 計 画 審 議 会 会 長	
	松 浦 知 恵	各務原市社会福祉協議会 事務局長	
	堀 田 み さ 子	各 務 原 市 観 光 協 会 会 長	令和5年5月まで
教 育 委 員 会 の 委 員	和 智 陽 子	各 務 原 市 教 育 委 員 会 委 員	
	農 業 委 員 会 の 委 員	河 合 正 嘉	各 務 原 市 農 業 委 員 会 会 長
関 係 行 政 機 関 の 職 員	鷲見 幸一郎	岐 阜 県 各 務 原 警 察 署 署 長	令和5年5月まで
	五 明 竜 也	岐 阜 県 各 務 原 警 察 署 署 長	令和5年6月から 令和6年3月まで
	山 田 昭 仁	岐 阜 県 各 務 原 警 察 署 署 長	令和6年4月から
そ の 他 市 長 が 適 当 と 認 め る 者	鵜 飼 明 男	C C N e t 株 式 会 社 岐 阜 局 局 長	
	江 口 佑 美	公 募 委 員	
	林 佳 廣	公 募 委 員	
	別 宮 理 恵	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 岐阜地域協議会 事務局長	
	亀 井 篤	各 務 原 金 融 協 会 会 長	令和6年5月まで
	松 井 大 輔	各 務 原 金 融 協 会 会 長	令和6年6月から
	吉 田 明 弘	公 認 会 計 士	

3 庁内策定体制

(1)各務原市総合計画策定委員会規程

昭和47年1月20日
訓令第1号

- (設置)
- 第1条 各務原市総合計画(実施計画を除く。以下「計画」という。)を策定するため、各務原市総合計画策定委員会(以下「総合委員会」という。)を設置する。
- (所掌事務)
- 第2条 総合委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
- (1)計画立案のための調査及び研究に関すること。
- (2)計画素案の調整、修正及び決定に関すること。
- (3)その他市長が特に命ずる事項の処理に関すること。
- (委員)
- 第3条 総合委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1)副市長
- (2)市長公室長
- (3)部長
- (4)消防長
- (5)教育長
- (6)教育委員会事務局長
- (7)市民生活部環境室長
- (8)福祉事務所長
- (正副委員長)
- 第4条 総合委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、企画総務部長をもって充て、委員長を補佐し、又は代理する。
- (会議)
- 第5条 総合委員会は、委員長が招集する。
- 2 総合委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 総合委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- (専門委員会)
- 第6条 総合委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。
- (1)計画立案のための資料の収集及び分析に関すること。
- (2)計画素案の作成に関すること。
- (3)その他総合委員会が特に指示する事項の処理に関すること。
- 3 専門委員会の名称及び分掌事務は、総合委員会が定める。
- 4 専門委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1)専門委員会の分掌事務を所掌する部又はこれに相当する機関の部長又はこれに相当する職
- (2)専門委員会の分掌事務を所掌する課又はこれに相当する機関の課長又はこれに相当する職
- 5 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2)各務原市総合計画策定委員会委員

令和6年9月時点

区 分	所 属	氏 名	備 考
委 員 長	副 市 長	小 鍋 泰 弘	令和5年3月まで
		今 道 雄 介	令和5年4月から
副 委 員 長	企 画 総 務 部 長	大 矢 貢	
委 員	市 長 公 室 長	平 工 泰 聡	
	市 民 生 活 部 長	森 田 起 宇	
	健 康 福 祉 部 長	加 藤 雅 人	
	産 業 活 力 部 長	鷺 主 英 二	令和5年3月まで
		村 瀬 誠	令和5年4月から
	都 市 建 設 部 長	中 村 俊 夫	
	水 道 部 長	小 島 剛	令和6年3月まで
		相 澤 毅	令和6年4月から
	消 防 長	会 津 浩 樹	
		加 藤 壽 志	令和6年7月まで
	教 育 長	丹 羽 章	令和6年7月から
		横 山 直 樹	
	市民生活部環境室長	横 山 泰 和	令和6年3月まで
		岩 井 健	令和6年4月から
	福 祉 事 務 所 長	山 下 修 司	令和5年3月まで
		田 中 眞	令和5年4月から

(3)各務原市総合計画庁内ワーキンググループメンバー

令和6年9月時点

所 属 等	氏 名	備 考
市 長 公 室 秘 書 室 主 幹 (秘 書 係 長 事 務 取 扱)	小 川 大 介	
市 長 公 室 防 災 対 策 課 防 災 対 策 係 長	阿 部 起 也	
企画総務部情報推進課主任主査兼システム最適化係長	廣 瀬 裕 司	
市 民 生 活 部 税 務 課 主 任 主 査 兼 税 制 係 長	平 山 真 和	
市 民 生 活 部 環 境 室 環 境 政 策 課 主 任 主 事	小 林 恵 里	
健康福祉部福祉政策課地域共生社会推進係長	安 田 佳 祐	
健 康 福 祉 部 介 護 保 険 課 主 任 保 健 師	氏 田 知 沙 希	
健康福祉部介護保険課主任主査兼介護保険係長	河 内 拓 真	
産 業 活 力 部 産 業 政 策 課 産 業 政 策 係 長	道 倉 裕 人	令和6年3月まで
産業活力部産業政策課主任主査兼産業政策係長	野 村 宗 義	令和6年4月から
都市建設部都市活力創造課主幹(都市活力創造係係長事務取扱)	松 下 了	
都 市 建 設 部 河 川 公 園 課 公 園 整 備 係 長	伊 藤 正 人	
水道部水道施設課長補佐兼浄配水係長	森 下 充 史	
消 防 本 部 総 務 課 総 務 係 長	尾 関 守	令和6年3月まで
消 防 本 部 総 務 課 総 務 係 長	小 川 英 介	令和6年4月から
教育委員会事務局学校教育課指導係長	横 前 三 香 子	令和6年3月まで
教育委員会事務局学校教育課主幹(指導係係長事務取扱)	木 村 哲 也	令和6年4月から

(幹事)

第7条 専門委員会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、専門委員会の補助事務に従事する。

3 幹事は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1)専門委員会の委員が属する課又はこれに相当する機関の課長補佐又はこれに相当する職

(2)市長が特に指定する職

4 幹事のうちに幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選により定める。

(庶務)

第8条 総合委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合委員会の運営に関し必要な事項は、総合委員会の定めるところによる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年訓令第5号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年訓令第4号)

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年訓令第1号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年訓令第2号)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成5年訓令第1号)

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第5号)抄

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第2号)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第4号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

(4)事務局(企画総務部企画政策課)

令和6年9月時点

役 職	氏 名
企 画 政 策 課 長 (令和5年3月まで)	水 野 博 之
企 画 政 策 課 長 (令和5年4月から)	小 林 広 和
企 画 財 政 調 整 官	植 田 恭 史
主任主査兼政策推進係長 (令和6年3月まで)	桐 山 貴 文
政 策 推 進 係 長 (令和6年4月から)	本 山 高 之
経 営 企 画 係 長	安 藤 晃 弘
主 任 主 事 (令和6年4月から)	小 松 尚 悟
主 任 主 事 (令和5年4月から)	片 桐 拓 磨
主 査	末 松 秀 基
主 任 主 事 (令和5年10月から)	河 地 勇 祐
主 任 主 事	小 池 由 夏
主 事 (令和6年3月まで)	後 藤 鮎

4 市民の声

(1)市民意識調査

対 象	調査期間	調査方法等
市民(18歳以上)	令和4年11月22日～12月5日	調 査 方 法：各務原市在住の18歳以上から3,000人を無作為抽出 回 答 方 法：郵送又はウェブ回答 有効回収数：1,178件 有効回収率：39.3%
市 民（中 学 生）	令和4年11月22日～12月13日	調 査 方 法：市立の8中学校から3年生の1クラス、市内に所在する 県立の3高等学校の3年生または2年生から市内在住 者60人/校を選出し実施 回 答 方 法：ウェブ回答 有効回収数：422件 有効回収率：84.4%

(2)市民ワークショップ

①市民

	日時・場所等	内 容
第1回	日 時：令和5年4月15日(土) 午前10時～午後12時 場 所：産業文化センター7-1会議室 出席者：25名	「各務原市の良いところ・気になるところ」を出しあう！ ・各務原市の「良いところ」「気になるところ」をグループで語り合いました。
第2回	日 時：令和5年4月22日(土) 午前10時～午後12時 場 所：産業文化センター7-1会議室 出席者：21名	各務原市の“めざすまちの姿”を考える ・各務原市の「めざすまちの姿」をグループで語り合いました。 ・「めざすまちの姿」を表すキャッチフレーズをグループで考えました。
第3回	日 時：令和5年5月13日(土) 午前10時～午後12時 場 所：産業文化センター7-1会議室 出席者：33名	ワールドカフェ ・『将来像』を実現していくために、「私」や「私たち」が「明日からでもできる こと」を各自で考えました。

②高校生・大学生

	日時・場所等	内 容
第1回	日 時：令和5年4月15日(土) 午後2時～午後4時 場 所：産業文化センター7-1会議室 出席者：29名	「各務原市のちょっといいなと思うこと」を出しあう！ ・各務原市の「ちょっといいなと思うこと」と「ちょっと気になること」をグ ループで語り合いました。
第2回	日 時：令和5年4月22日(土) 午後2時～午後4時 場 所：産業文化センター7-1会議室 出席者：27名	各務原市の“めざすまちの姿”と“チャレンジ”を考える ・各務原市の「めざすまちの姿」をグループで語り合いました。 ・「めざすまちの姿」を実現するために、みんなでチャレンジしようと思 うアイデアをグループで考えました。

③中学生

	日時・場所等	内 容
第1回	日 時：令和5年5月21日(日) 午後2時～午後4時 場 所：産業文化センター7-1会議室 出席者：24名	「各務原市のちょっといいなと思うこと」を出しあう！ 各務原市の“めざすまちの姿”と“チャレンジ”を考える ・最初に各務原市の「ちょっといいなと思うこと」と「ちょっと気になること」をグループで語り合いました。 ・続いて、各務原市の「めざすまちの姿」をグループで語り合いました。 ・最後に、「めざすまちの姿」を実現するために、みんなでチャレンジしようと思うアイデアをグループで考えました。

④若者ワークショップ

	日時・場所等	内 容
第1回	日 時：令和6年1月13日(土) 午後2時～午後4時 場 所：産業文化センター8階 第2特別会議室 出席者：18名	まちを支える ・みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》 ・みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》 ・みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》
第2回	日 時：令和6年2月4日(日) 午前10時～午後12時 場 所：産業文化センター8階 第2特別会議室 出席者：19名	ひとを育む ・みんなが活躍する協働のまち《市民協働》 ・みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》 ・みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》
第3回	日 時：令和6年2月12日(月) ※振替休日 午前10時～午後12時 場 所：産業文化センター8階 第2特別会議室 出席者：23名	くらしを守る ・みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》 ・みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》 ・みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》

(3)各種団体・企業への調査

①アンケート調査

対 象	調査期間	調査方法等
各種団体・企業 (47団体)	令和5年5月12日～5月26日	調 査 方 法：各務原市において活動する各種団体等47団体を総合計画の基本目標ごとに網羅的にピックアップ 回 答 方 法：郵送、メールにて配布・回収、WEB回答

②ヒアリング調査

日時・場所等	内 容
令和6年1月～2月 各務原市において活動する各種団体等19団体を総合計画の基本目標ごとに抽出	直接面談方式 1. 関連分野において感じる課題を教えてください。 2. 関連分野において市が進めている施策の改善策、新たなアイデアがあれば教えてください。 3. 今後のまちづくりに期待することを教えてください。 4. 今後の活動に向けた展望を教えてください。 5. 団体、企業活動の悩み、課題を教えてください。 6. 悩み、課題解決のための必要な支援を教えてください。 7. 市や他団体との協働への希望、アイデアがあれば教えてください。 8. その他

(4)パブリックコメント(意見公募)

①基本構想

基本構想案を市内公共施設やホームページで公表し、市民から意見等をいただきました。

- 実施時期:令和5年10月2日(月曜日)～令和5年10月22日(日曜日)必着
- 意見等件数:6名(14件)

②前期基本計画

前期基本計画案を市内公共施設やホームページで公表し、市民から意見等をいただきました。

- 実施時期:令和6年7月12日(金曜日)～令和6年7月31日(水曜日)必着
- 意見等件数:13名(46件)

基本目標 1 みんなが活躍する協働のまち《 市民協働 》

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1)市民協働	まちづくりに関わりたいと思っている市民の割合	主	24.0% R5(2023)	↑UP
	市民のアイデアや意見が市政に反映されていると感じる市民の割合	主	17.0% R5(2023)	↑UP
	まちづくりミーティング開催回数(累計)	客	146回 R5(2023)	238回
	まちづくり活動助成金交付事業数(累計)	客	134事業 R5(2023)	200事業
	まちづくり担い手育成支援事業やまちづくり参加セミナーの参加者数(累計)	客	922人 R5(2023)	1,251人
(2)地域コミュニティ	1年以内に地域の行事(お祭り、清掃、レクリエーションなど)に参加した市民の割合	主	42.4% R5(2023)	↑UP
	自治会加入世帯数	客	46,586世帯 R6(2024)	46,586世帯維持
	まちづくり担い手マッチング事業参加団体数(累計)	客	111団体 R5(2023)	150団体

基本目標 2 みんなで心豊かな子どもを育むまち《 出産・子育て・教育 》

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1)子ども・子育て支援	出会いの機会があると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合	主	92.0% R4(2022)	↑UP
	婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)	客	8.9% R4(2022)	9.5%
	4か月児健康診査未受診対応率(年間)	客	100% R4(2022)	100%維持
	子育てボランティア参加人数(子ども館・年間)	客	928人 R5(2023)	950人
	ファミリー・サポート・センター会員数(累計)	客	419人 R5(2023)	430人

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1)子ども・子育て支援	子育て講座の参加者数(年間)	客	384人 R5(2023)	395人
	放課後児童クラブ待機児童数(累計)	客	0人 R5(2023)	0人維持
	保育所等利用待機児童数(累計)	客	0人 R5(2023)	0人維持
(2)学校教育	将来の夢や目標があると答える児童生徒の割合	主	67.7% R5(2023)	↑UP
	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	主	82.0% R5(2023)	↑UP
	教科担任制を実施している割合	客	64.3% R5(2023)	68.0%
	全国統一基準の体力テストにおいて高評価を得た児童生徒の割合	客	小28.6% 中50.7% R5(2023)	小35.0% 中52.0%
	90日以上欠席している児童生徒のうち、教育支援センターを利用した人数の割合	客	18.9% R5(2023)	20.0%
	コミュニティ・スクールに関わる活動に参加したことがある市民の人数(累計)	客	500人 R5(2023)	600人
	地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合	主	47.0% R5(2023)	↑UP
(3)青少年健全育成	ふれコミ隊加入者率(年間)	客	7.6% R5(2023)	8.0%
	子育て広場参加者数(年間)	客	14,005人 R5(2023)	14,000人維持
	体験活動への参加率(年間)	客	67.0% R5(2023)	70.0%

基本目標 3 みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1)人権・平和	人権を尊重しあえていると感じる市民の割合	主	66.5% R5(2023)	↑UP
	外国人市民に対する親しみを感じる市民の割合	主	19.2% R4(2022)	↑UP
	人権啓発事業への参加者数(累計)	客	2,111人 R5(2023)	10,000人
	各種委員会・審議会での女性登用率	客	33.0% R5(2023)	50.0%
	多文化共生事業参加者数(年間)	客	1,964人 R5(2023)	2,400人
(2)文化芸術	芸術文化に親しむ機会が充実していると感じる市民の割合	主	27.3% R5(2023)	↑UP
	郷土の歴史や文化財等に関心がある市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	各務原市美術展の来場者数(年間)	客	1,595人 R5(2023)	2,000人
	歴史セミナー等受講者数(年間)	客	225人 R5(2023)	270人
(3)スポーツ	日常的に運動を行っている市民の割合(スポーツ実施率)	主	42.9% R5(2023)	↑UP
	スポーツと健康づくりを推進するまちと感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	気軽にスポーツに親しめるスポーツ施設があると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	「ホッケー王国かかみがはら」のイメージを持っている市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	各種スポーツスクール参加者数(年間)	客	394人 R5(2023)	520人
	市民スポーツ大会参加者数(年間)	客	4,754人 R5(2023)	5,500人
	スポーツ施設利用者延べ人数(年間)	客	720,263人 R5(2023)	820,000人
	ホッケー講習会の参加者数(年間)	客	153人 R5(2023)	175人

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(4)生涯学習	生涯学習講座の内容に満足した参加者の割合	主	93.8% R5(2023)	↑UP
	出前講座事業に満足した団体の割合	主	新規設定 R7利用団体アンケート調査で測る	↑UP
	気軽に生涯学習に親しめる施設があると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	図書館資料が充実していると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	長期講座を夜間や土日に25.0%以上開催したライフデザインセンターの数	客	2館 R5(2023)	4館
	出前講座の開催数(年間)	客	174件 R5(2023)	200件
	ライフデザインセンターの利用者数(年間)	客	111,016人 R5(2023)	120,000人
	市内の図書館利用登録率	客	32.7% R5(2023)	33.2%

序論

基本構想

基本計画

1
2
3
4
5
6
7
8
9

中期財政計画

資料編

基本目標 4 みんなで守る自然豊かで美しいまち《 自然・環境 》

施 策	指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標
(1) 自然環境	環境講座に参加してよかったと思う参加者の割合	主	100% R5(2023)	STAY
	一斉防除事業に参加して生態系保全に対する関心が高まったと感じる自治会長の割合	主	64.7% R5(2023)	↑UP
	環境教室への参加者数 (累計)	客	451人 R5(2023)	2,500人
	アルゼンチンアリの減少率 (R5(2023)基準)	客	— —	20%減少
(2) 脱炭素社会	地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合	主	72.6% R5(2023)	↑UP
	市域から排出される温室効果ガスの排出削減量(H25(2013)基準)	客	22.5%削減 R2(2020)	46%削減
(3) 循環型社会	3Rに取り組んでいる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	ごみを確実に分別し、排出している市民の割合	主	95.8% R5(2023)	↑UP
	一人一日当たりのごみ焼却量	客	710g R4(2022)	693g以下
	違反ごみ処理件数 (年間)	客	620件 R4(2022)	620件以下
(4) 生活環境	地下水が保全されていると思う市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	環境問題を意識している市民の割合	主	76.7% R5(2023)	↑UP
	人と動物が安心して暮らせるまちであると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	地下標高水位の維持 (市役所井)	客	18.4m R1～R5の平均値	18m維持
	環境美化活動の日の参加者数 (年間)	客	961人 R5(2023)	960人以上
	汚水衛生処理率	客	92.5% R5(2023)	93.1%
	狂犬病予防注射接種率	客	87.9% R5(2023)	90%台

序論

基本構想

基本計画

1
2
3
4
5
6
7
8
9

中期財政計画

資料編

基本目標 5 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1)健康づくり	日頃から、健康維持のために何かに取り組んでいる市民の割合	主	64.3% R5(2023)	↑UP
	各種健康講座の参加者数(年間)	客	3,267人 R5(2023)	4,000人
	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	客	33.8% R4(2022)	31.9%
	歯周病を有する市民の割合(40～70歳)	客	73.1% R5(2023)	70.0%
	自殺死亡率(人口10万対)	客	15.1 R4(2022)	12.0
(2)地域医療	かかりつけ医がいる市民の割合	主	58.1% R5(2023)	↑UP
	感染症対策を意識している市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	在宅医療・介護連携推進研修会の参加者数(年間)	客	190人 R5(2023)	210人
(3)地域共生社会	困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合	主	67.5% R5(2023)	↑UP
	地域における福祉活動拠点(ボランティアハウス等)の数	客	121拠点 R5(2023)	121拠点 維持
	市民後見人の人数	客	1人 R5(2023)	2人
	就労支援事業に参加した生活保護受給者の就職率(年間)	客	75.0% R5(2023)	82.5%
(4)高齢者支援	生きがいを感じている高齢者の割合	主	64.9% R4(2022)	↑UP
	認知症になっても安心して暮らせると思う市民の割合	主	新規設定 R7高齢者福祉・介護保険サービスに関するアンケート調査で測る	↑UP
	地域包括支援センターの認知度	主	47.1% R4(2022)	↑UP
	要支援・要介護度が妥当であると感じる人の割合	主	52.8% R4(2022)	↑UP
	認知症サポーター数(累計)	客	27,961人 R5(2023)	34,000人

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(4)高齢者支援	わがまち茶話会の参加者数(年間)	客	495人 R5(2023)	520人
	委託による介護認定調査に対する事後点検の実施率(年間)	客	100% R5(2023)	100%維持
(5)障がい児者支援	障がい児者相談窓口の満足度	主	93.5% R5(2023)	↑UP
	公共施設等が障がい児者でも使いやすい施設となっていると思う市民の割合	主	28.6% R5(2023)	↑UP
	地域生活支援拠点等に係る事業者数	客	28事業者 R5(2023)	30事業者
	就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の利用者合計数	客	529人 R5(2023)	609人

基本目標 6 みんなで築く安全安心のまち《 防災・防犯 》

施 策	指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標
(1) 防災・減災	災害への備えとして、食料や水などを備蓄している世帯の割合	主	68.1% R5(2023)	↑UP
	市の防災対策が進められていると思う市民の割合	主	33.4% R4(2022)	↑UP
	市情報メール等(防災カテゴリ)の登録者数(累計)	客	22,494人 R5(2023)	23,500人
	防災推進員の活動者数(累計)	客	126人 R5(2023)	150人
	災害時応援協定等の締結数(累計)	客	91件 R5(2023)	109件
	ブロック塀撤去補助件数(累計)	客	304件 R5(2023)	454件
	木造住宅耐震診断件数(累計)	客	1,597棟 R5(2023)	1,747棟
(2) 消防・救急	火災予防を心がけている市民の割合	主	86.1% R5(2023)	↑UP
	住宅用火災警報器条例適合率	客	54.0% R5(2023)	62.0%
	救命講習受講者数 (5年間の合計)	客	19,650人 (H31～R5の合計)	35,000人 (R7～R11の合計)
(3) 交通安全・防犯	交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	主	42.5% R5(2023)	↑UP
	治安が良いまちだと感じる市民の割合	主	63.0% R5(2023)	↑UP
	人身交通事故発生件数(年間)	客	276件 R5(2023)	270件
	交通安全教室開催回数(年間)	客	77回 R5(2023)	80回
	歩道整備(新設・改良)延長(累計)	客	—	3,500m
	犯罪認知件数(年間)	客	925件 R5(2023)	772件

施 策	指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標
(4) 市民相談	消費者トラブル時の相談場所を知っている市民の割合	主	27.9% R5(2023)	↑UP
	出前講座の実施回数(年間)	客	11回 R5(2023)	12回

序論

基本構想

基本計画

1
2
3
4
5
6
7
8
9

中期財政計画

資料編

基本目標 7 みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》

施 策	指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標
(1)都市活力	自然と調和した美しいまちなみが整っていると感じる市民の割合	主	73.5% R5(2023)	↑UP
	近くに行きたくなると思う公園がある市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	居住誘導区域内の人口密度	客	85.2人/ha R2(2020)	86.0人/ha
	まちづくり事業エリアにおける新規出店数(累計)	客	—	15件
	公園でのイベント数(年間)	客	29件 R5(2023)	35件
	空き家リノベーション事業登録物件数(H28～累計)	客	104件 R5(2023)	125件
(2)道路	円滑に移動できる道路網が整備されていると感じる市民の割合	主	60.3% R5(2023)	↑UP
	歩道を安心して通ることができると感じる市民の割合	主	47.3% R5(2023)	50.0%
	市内幹線道路の整備(新設・改良)延長(累計)	客	—	3,000m
	狭あい道路整備件数(累計)	客	88件 R5(2023)	113件
	橋りょう(横断歩道橋を含む)の長寿命化、耐震化の実施数(累計)	客	—	12橋
(3)流域治水	内水ハザードマップの認知度	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	河川で清掃活動をするパークレンジャー団体の数(年間)	客	2 R5(2023)	3
	下水道全体区域内における5年確率降雨に対する未整備区域面積解消率	客	—	10.0%

施 策	指 標	種 別	基 準 値	前 期 目 標
(4)上下水道	水道水を安心して飲むことができると感じる市民の割合	主	77.3% R5(2023)	↑UP
	水道水に含まれる有機フッ素化合物濃度	客	国の示す 数値以下	国の示す 数値以下
	水道管路の耐震化率(累計)	客	39.0% R5(2023)	45.4%
	下水道普及率	客	83.9% R5(2023)	85.6%
(5)公共交通	ふれあいバス・チョイソコに対する不満割合	主	29.0% R5(2023)	↓DOWN
	市内公共交通の年間利用者数(鉄道・バス・タクシー・ふれあいバス・チョイソコ)	客	1,524万人 R4(2022)	1,524 万人以上
	ふれあいバス・チョイソコの年間利用者数	客	231,919人 R4(2022)	231,919 人以上

序論

基本構想

基本計画

1
2
3
4
5
6
7
8
9

中期財政計画

資料編

基本目標 8 みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1) 工業	工業に活力があるまちだと思う市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	製造品出荷額等(年間)	客	7,723億円 R3(2021)	8,000億円
	市の各種支援制度の活用件数 (高度化や生産性向上に資する投資)	客	126件 R5(2023)	135件
	市の支援制度を活用した設備投資件数 (持続可能な産業の推進に資する投資)	客	12件 R5(2023)	13件
(2) 商業	食料品等の買い物に不自由を感じない市民の割合	主	82.8% R5(2023)	↑UP
	市内総生産(第3次産業)	客	3,553億円 R3(2021)	4,200億円
	創業塾への参加から創業に至った件数(年間)	客	3件 R5(2023)	5件
(3) 農業	農業に活力があるまちだと思う市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	市内の里山林に満足している市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	認定農業者数(年間)	客	60人 R5(2023)	60人維持
	生産支援に係る補助件数(年間)	客	14件 R5(2023)	15件
	担い手等への農地利用集積面積(累計)	客	314ha R5(2023)	332ha
	森林所有者意向等調査総面積(累計)	客	107ha R5(2023)	393ha
	就職イベント参加者の満足度	主	87.7% R5(2023)	↑UP
(4) 雇用	市主催企業説明会のマッチング件数(年間)	客	994件 R5(2023)	1,000件
	セミナー等の参加企業数(年間)	客	30社 R5(2023)	50社
	中途向け就職説明会のマッチング件数(年間)	客	481件 R5(2023)	500件

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(5) 観光・交流	観光資源の魅力が市内外に伝わっていると感じる市民の割合	主	新規設定 R7市民満足度調査で測る	↑UP
	観光入込客数(年間)	客	602万人 R5(2023)	606万人
	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館入館者数(年間)	客	21万人 R5(2023)	22万人

基本目標 9 みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》

施策	指標	種別	基準値	前期目標
(1) 行政運営	満足度の高い行政運営が行われていると感じる市民の割合	主	32.3% R5(2023)	↑UP
	行政サービスのデジタル化が進展したと感じる市民の割合	主	45.2% R5(2023)	↑UP
	職員一人当たりの研修受講回数(年間)	客	0.98回 R5(2023)	1.35回
	オンライン申請可能な手続の割合	客	参考:132件 R5(2023)	100%
	改善の提案件数(年間)	客	597件 R5(2023)	650件
	協定を締結した自治体数(国内)(累計)	客	8自治体 R5(2023)	10自治体
(2) 財政運営	税金が有効に使われていると思う市民の割合	主	22.4% R5(2023)	↑UP
	市税の収納率	客	98.13% R5(2023)	98.50%
	実質公債費比率	客	5.6% R5(2023)	2.0%以下
(3) 広報・シティプロモーション	市から発信される情報が分かりやすいと感じる市民の割合	主	55.5% R5(2023)	60.0%
	住み続けたいと思う市民の割合	主	75.8% R5(2023)	77.5%
	市公式ウェブサイトの閲覧数(年間)	客	7,600,000回 R5(2023)	8,200,000回
	移住定住ウェブサイト閲覧数(年間)	客	130,000回 R5(2023)	140,000回

(1) SDGsとは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標、及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



イラストで表現したかかみがはら

本総合計画の表紙では、各務原市の特徴をイラストで描き、目指すまちの姿「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」を表現しました。



「ホッケー王国」かかみがはら



学びの森の「イチヨウ並木」



各務原アルプスや木曾川など
「豊かな自然」



空を飛ぶ「飛行機」



「アクセスが便利」なまち



県下ナンバーワンの
「ものづくり産業」



新境川堤の「百十郎桜」

「各務原にんじん」が
どこかに描かれています。
ぜひ探してください。

／ オール各務原 ！



もっと みんながつながる
笑顔があふれる 元気なまち
～しあわせ実感 かかみがはら～

各務原市総合計画

発行日：令和7(2025)年3月

発 行：岐阜県 各務原市

〒504-8555 各務原市 那加桜1丁目69番

TEL：058-383-1111(代表)

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>